

環境省

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	提案主体意見その他	措置の分類、見直し	措置の内容、見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	措置の分類、内容、見直し	措置の内容、見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画・プロジェクトの名称	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容
130010	国立公園の特別地域内における行為の許可に関する権限の市町村長への移譲	自然公園法第13条第5項	国立公園特別地域内において各種行為を行う場合は環境大臣の許可を受けなければならない。また、環境大臣が自然公園法の目的に照らし審査する必要があるため、行為許可に関する権限を市町村長に移譲することは適当でない。	C		国立公園は優れた自然の風景地を国民共有の財産として保護と利用を図るため、環境大臣が審議会の意見を聴いて区域を指定し、国の責任において保全管理をする自然公園である。また、国立公園はわが国を代表する優れた自然の風景地としてのみならず、複数の関係市町村に跨る広大な地域について指定されている。国立公園内の規制対象行為については広域的な視点から一定の基準に基づき(判断が必要であり、環境大臣が自然公園法の目的に照らし審査する必要があるため、行為許可に関する権限を市町村長に移譲することは適当でない。なお、「イベント等にかかる仮設工作物の設置は、自然公園法施行規則第12条により許可を要しない行為として認められる」と提案書に記載があるが、施行規則第12条に基づいては、既に構造改革特区の第1次提案において特定事業として認定された「国立公園における自然を活用した催しの容易化事業」によるものであれば許可を要しないこととなる。	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請				国立公園は優れた自然の風景地を国民共有の財産として、その保護及び適正な利用を図るものであり、規制対象行為については全国的な視点から一定の基準に基づき環境大臣が審査を行うことが必要であるため、地域活性化等の重要性は認めるものの、行為許可に関する権限を市町村長に移譲することは適当でない。	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請			各府省庁からの再々検討要請に対する回答	1021010	光市	シーサイドウォーク・ひかり海の公園特区	国立公園内許可に関する権限委譲	国立公園の特別地域内において、各種行為を行う場合、その地域の保護とその適正な利用が図られる範囲内で、まちづくりの推進又は地域経済の活性化に寄与すると市町村長が認められる場合に限り、市町村長の許可で当該行為を行うことができる。	瀬戸内海国立公園(第2種特別地域)内の虹ヶ浜海岸において、シーサイドウォーク・ひかり海の公園整備事業を実施する。この公園は、年間を通して地域住民や観光客の憩いの場となるように、(R)エリア対応の海岸数寄道や休憩所、展望広場、各種店舗、ガーデンミュージアム等の施設を建設し、公園利用者の増加を図りながら、地域経済の活性化を実現する。
130020	国立公園の普通地域における風力発電施設の設置要件の緩和	自然公園法第26条第2項	国立公園普通地域内における措置命令等に関する処理基準については、平成31年5月28日局長通達(本則別表1)「高さ30メートルを超える風車」は、次のすべてに適合するかどうかについて審査し、措置命令を行うものとする。当該工作物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないこと、当該工作物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。	C		国立公園の普通地域においては、我が国の優れた自然の風景地を保護するため、自然の風景を大きく(改善するおそれのある行為については届出制としてあり、さらに平成13年5月28日環境省自然環境局長通知「国立公園普通地域内における措置命令に関する処理基準について」に該当する国立公園の普通地域の風の保護上、大きな影響を与える可能性がある行為については、必要措置を執るべき旨を命じたこととして、このため、特に風景を著しく(改善するおそれのある大規模な風力発電施設については、当該公園の風景への影響を個別に審査し、措置命令の必要性も含めて慎重に判断すべきであり、自然教育の理念を拡充し教化に寄与する認められるものをもって、風景を著しく(改善する大規模な風力発電施設を特例的に許容することは適当ではない。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答された。			自然環境の改変は不可逆性を有することから、例外施設の撤去が行われたとしても、完全に元の状態に自然環境が復元するとは言い難い。また、自然公園法においては、3年未満の設置期間である工作物については仮設的な工作物として扱っているが、15年という長期にわたる設置期間である工作物については恒久的な施設として把握せざるを得ないものと考えている。	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請			各府省庁からの再々検討要請に対する回答	1046010	小国町、株式会社ウィンドテック	一目山ウィンドパーク特区	阿蘇(じゅう)国立公園普通地域の風力発電施設に関する規制緩和	自然公園の利用による地域振興と環境教育への寄与を理念としたウィンドパークを整備し、おくに自然学校前通施設への給電を行うこと、風車を通じた環境問題への普及啓発を全国に発信し、自然教育の理念を拡充し教化に寄与すると認められるものについては、30メートルを超える、景観の変化を伴うものでも、自然公園法第二十條第2項において定める禁止命令を適用しない旨、新たな処理基準を設定する。	小国町一目山において、環境教育の普及と人材育成を目的として、ウィンドパークを建設し、自然学校の宿泊施設、管理棟など建設施設の必要電力を、自然エネルギーである風力発電で全て賄うこと、風車を通じた環境問題への普及啓発を全国に発信し、自然教育の理念を拡充し教化に寄与すると認められるものについては、30メートルを超える、景観の変化を伴うものでも、自然公園法第二十條第2項において定める禁止命令を適用しない旨、新たな処理基準を設定する。	
130030	狩猟期間の短縮(イノシシ)	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第2条第5項	現在の狩猟期間は、10月15日～翌年4月15日までとなっている。その中で、環境大臣が11月15日から翌年2月15日まで(北海道以外の地域)と定めている。	C		狩猟期間は、農閑期、落葉期など誤って他人に危害を及ぼすこと(安全に狩猟を行うことができない時期、狩猟鳥獣の生息地の観点に加え、鳥獣全般の出生・産卵・抱卵・子育て期等を踏まえ、生態系に対する影響を回避する観点から期間を限定している。例えば、絶滅のおそれがある猛禽類については、生息地(営巣地)におけるダム工事等による騒音等の影響により、抱卵や子育てを放棄することから、そのような時期には工事を中断する等の措置が講じられており、周囲の騒音等が繁殖に及ぼす深刻な影響は他の鳥獣についても同様である。したがって、狩猟期間を通常とした場合、狩猟鳥獣の生息数が激減し、地域個体群を維持することが困難になるおそれがあるとともに、繁殖の発砲音、猟犬の鳴き声等により鳥獣全般の保護に大きな影響を与え、ひいては生態系全体に影響を与えることから、認めべきではない。なお、農林業被害対策を目的とした鳥獣の捕獲が必要となる場合は、現状においても、都道府県知事(権限が委譲されている場合は市町村長)の許可による有害鳥獣捕獲、知事が特定鳥獣保護管理計画を策定している場合は、同計画に基づき(個体数調整が可能となっており、これらの制度を活用した適宜の捕獲が可能となる。)* 狩猟期間の説明資料は別紙1のとおり				自然公園法においては、我が国の優れた自然の風景地を保護するため、自然の風景を大きく(改善するおそれのある行為については届出制としてあり、さらに平成13年5月28日環境省自然環境局長通知「国立公園普通地域内における措置命令に関する処理基準について」に該当する国立公園の普通地域の風の保護上、大きな影響を与える可能性がある行為については、必要措置を執るべき旨を命じたこととして、このため、特に風景を著しく(改善するおそれのある大規模な風力発電施設については、当該公園の風景への影響を個別に審査し、措置命令の必要性も含めて慎重に判断すべきであり、自然教育の理念を拡充し教化に寄与する認められるものをもって、風景を著しく(改善する大規模な風力発電施設を特例的に許容することは適当ではない。	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請			各府省庁からの再々検討要請に対する回答	1056010	新城市	新城市シシ狩り特区	狩猟鳥獣の狩猟期間の短縮	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第2条第5項並びに同法施行規則第9条の狩猟期間を短縮する。	年間を通じてイノシシ猟ができるようにすることで、シシ肉の安定供給を図り、シシ肉を活用した地域ブランドの確立と観光客誘致に役立てる。	
130040	狩猟期間の変更	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第2条第5項	現在の狩猟期間は、10月15日～翌年4月15日までとなっている。その中で、環境大臣が11月15日から翌年2月15日まで(北海道以外の地域)と定めている。	C		狩猟期間は、農閑期、落葉期など誤って他人に危害を及ぼすこと(安全に狩猟を行うことができない時期、狩猟鳥獣の生息地の観点に加え、鳥獣全般の出生・産卵・抱卵・子育て期等を踏まえ、生態系に対する影響を回避する観点から期間を限定している。例えば、絶滅のおそれがある猛禽類については、生息地(営巣地)におけるダム工事等による騒音等の影響により、抱卵や子育てを放棄することから、そのような時期には工事を中断する等の措置が講じられており、周囲の騒音等が繁殖に及ぼす深刻な影響は他の鳥獣についても同様である。したがって、狩猟期間を5月中旬頃まで延長した場合、狩猟鳥獣の生息数が激減し、地域個体群を維持することが困難になるおそれがあるとともに、特に一般鳥獣類の繁殖上、重要な期間であるため、繁殖の発砲音、猟犬の鳴き声等により鳥獣全般の保護に大きな影響を与え、ひいては生態系全体に影響を与えることから、認めべきではない。)* 狩猟期間の説明資料は別紙1のとおり	地域の事情に応じて、狩猟の回数や数量等を制限するなど、何らかの条件を付すことにより、提案者のマタギ文化保存という趣向に配慮することはないが、併せて、右の提案主体の意見も踏まえ、再度検討し回答された。			1. 狩猟期間の設定は、人間に危害を及ぼすこと(安全に狩猟を行うのみならず、鳥獣全般の保護確保上(出生・産卵・抱卵・子育て期)を踏まえ、生態系に対する影響を回避する観点から、期間を限定しているものであるが、個体数調整については、捕獲許可の下で、地域実情を総合的に勘案し(知事(許可権限者)により、個体数の減少の危険を回避しつつ、必要に応じた捕獲期間を設定することが可能となっている。2. 2. 伝統的マタギ猟は、当該法(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律)が制定される以前から存在し、適正利用も図られていたことから、マタギ猟それ自体が狩猟鳥獣及び他の鳥獣に対して深刻な影響を及ぼすことは考えにくい。3. 狩猟期間増加に伴う狩猟鳥獣の個体数減少に対する対応については、特区鳥獣保護管理計画を定め随時モニタリングをおこなう代替措置をあわせて提案している。	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請			各府省庁からの再々検討要請に対する回答	1068010	阿仁町	マタギ特区構想	狩猟期間の変更	狩猟期間を播磨期である5/15～現在10/15～4/15)。	・巻き狩りに代表される伝統猟法による狩猟を可能にする。	

環境省

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	提案主体意見その他	措置の分類、見直し	措置の内容、見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	措置の分類、見直し	措置の内容、見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画・プロジェクトの名称	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容
130050	狩猟鳥獣の追加(ニホンカモシカ)	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第2条第3項	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第2条第3項	C		狩猟鳥獣は、「その捕獲等がその生息の状況に影響を及ぼすおそれのないものとして環境省令で定めるもの。(法第2条第3項)とされている。 ニホンカモシカについては、数県のリポートブック(絶滅のおそれのある野生生物のリストと解説)に記載されており、秋田県においてもレッドブックデータにおいて「留意種」として扱われているところである。 以上のように、全国的な観点から、生息の状況に影響を及ぼすおそれのないものを指定できず、このような種を狩猟鳥獣とすることは認められない。 なお、現状においても、知事が農林業被害防止のために、特定鳥獣保護管理計画を策定している場合は、同計画に基づく個体数調整が可能となっており、この制度を活用した適宜の捕獲が可能となっている。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答された。		C	1.ニホンカモシカは秋田県レッドブックにおいて留意種に指定されているが、本種の現状について県内の分布は概ね回復してきたとされている。 2.また、狩猟鳥獣への追加に対する影響についても、特区鳥獣保護管理計画を定め随時モニタリングをおこなう代替措置をあわせて提案している。				1.平成12年度以降に個体数調整を行う場合には、カモシカの特定鳥獣保護管理計画を策定し、これに基づき(場合により、個体数調整を行うことができることとなっている。 2.ニホンカモシカは狩猟鳥獣となっていないが、特区として新たに狩猟鳥獣に指定することなく、知事が策定したカモシカの特定鳥獣保護管理計画に基づき(個体数調整が可能となっている。 3.また、提が策定したカモシカの特定鳥獣保護管理計画の個体数調整の概要では、 ① 生息密度は低く、個体数の増加率もそれほど高くないため捕獲圧に対しては脆弱であること。 ② 定着性の強い個体群を有するため、農林業被害を起している個体がある程度、特定されること。 ③ 非狩猟鳥獣であり、学術的価値が高いことから、特別天然記念物に指定されていること。 等から、個体群が維持される範囲内で、農林業被害を起さない加害個体あるいはその可能性が高い個体を選択的に排除する捕獲によるものとする。とされている。 捕獲数の決定については、「各地域の生息密度を考慮して各個体数調整実施地域での年間捕獲数は原則として1-4頭の間で設定するものとする。」とされており、特区として狩猟鳥獣に指定し狩猟圧を加えることなく、知事が策定した特定鳥獣保護管理計画において捕獲することが適切である。	1068020	阿仁町	マガキ特区構想	狩猟鳥獣の追加	ニホンカモシカを狩猟鳥獣として加入(現在鳥類28種、哺乳類20種)。	国の特別天然記念物に指定されているニホンカモシカを、特区内に限定して狩猟対象とする。	
130060	有害鳥獣駆除の駆除実施区域、期間の緩和	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第3条基本指針	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第3条基本指針	D-1		捕獲許可の取扱いについては、鳥獣保護法第3条に基づき「基本指針」に「捕獲許可基準の設定方針」にその取扱いについて、以下のとおり定められている。 許可期間については、原則として「被害等が発生している期間のうち、最も効果的に有害鳥獣捕獲が実施できる期間であって、地域の実情に応じた有害鳥獣捕獲を無理なく完遂するために必要かつ適切な期間とする」とされており、地域の実態に応じた弾力的な取扱いができることとなっている。 さらに「ただし、被害が予測される場合…特別な事由が認められる場合は、この限りでない」としてあり、基本指針では捕獲許可期間について限定していない。 許可区域の設定については、「鳥獣の行動圏域を踏まえて被害等の発生地域及びその隣接地域等を対象とする」としており、被害等が複数の市町村にまたがって発生する場合には、被害等の状況に応じ市町村を越えて共同して広域的に実施するなど、隣接地域についても、その範囲が必要かつ適切な区域であれば捕獲許可範囲に含まれることができることとなっている。 関係する地域によっては、駆除を効率的・効果的に実施するために、駆除日を同一日に設定するなど弾力的に対応しており、こうした措置は現行制度において可能となっている。 したがって、鳥獣の捕獲許可の「期間」と「区域」については、現行制度下においても、適正な「期間」と「区域」であれば、被害実態等に応じて弾力的に設定することは可能である。また、駆除を行う際に、他の地区からの応援を求めるとしても、特に規制は設けておらず、特区とする必要性はない。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答された。		D-1	現状は画一的な許可が行われているに過ぎず、回答のように「捕獲許可期間」は限定せずに弾力的な運用をしている。と発言したが、また許可区域についても、現案には小単位の区域に限定されていることから、駆除許可が出されれば隣接区域に逃げられ、効果が上がっていないのが現実である。そんな実情から、駆除申請をする住民が期間と区域を指定し、従事者についても指名により実施するなどの手段を講じることが必要となっている。画一的な従来の許可方式は卒業して欲しいものである。適正な「期間」と「区域」であれば弾力的に運用するとされているが、その「適正」の基準はどうなっているかが判らないで明確に示されたい。これが明確にされていないことから、画一的な対応をせざるを得ないものと思われる。期間や区域、従事者については特に規制は設けていないから特区になじまないと考えられるようであるが、もう少し柔軟に捉え「有害鳥獣駆除は許可制度とせず、駆除期間並びに駆除区域、駆除の従事者を被害区域の住民が指定する届出制度」とする特区を望むものである。				1.鳥獣保護法においては、基本指針において、許可の「期間」及び「区域」について、数値基準を定めるなどの限定的な規制や捕獲許可に際し画一的な許可を求めておらず、現行制度において許可権者が地域の実情に適したきめ細かな許可が可能となり、特区とする必要はない。なお、徳島県では許可権者が決まっていることから、当方の回答の趣旨を伝え、県に十分相談されるようお願いしている。 2.有害鳥獣の捕獲許可制度について、許可ではなく届出にすべきとの指摘については、当初の要望の趣旨とは異なっており、再検討の対象外とせざるを得ないが、趣意を届出に対して回答するすれば、捕獲許可等については、許可権者が被害実態や加害鳥獣、生息動向等を総合的に勘案して捕獲頭数を定めることとしており、届出制とした場合、その捕獲数等については制限がなくなる可能性がある。	1131010	上勝町	有害鳥獣駆除の特例	有害鳥獣駆除の規制緩和特区	有害鳥獣駆除取組要領(平成6年3月17日環自野第80号環境庁自然保護局長通知)3.(2)及び同(5)において駆除は最小限の区域、最小限の期間とされているが、駆除効果を上げるためにこれを緩和されたい。	有害鳥獣駆除取組要領(平成6年3月17日環自野第80号環境庁自然保護局長通知)3.(2)及び同(5)において駆除は最小限の区域、最小限の期間とされているが、駆除効果を上げるためにこれを緩和されたい。	
130070	有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業の要件緩和	特区(1303)基本指針	有害鳥獣の捕獲許可に基づく(捕獲)を実施する際、特区内において免許を有しない者が捕獲を行う際には、免許を有する者の監督下で捕獲を行うこととしている。	C		現行の特例制度は、狩猟免許を有しない者がわな等の設置を行うに当たり、安全性の確保と他の鳥獣の捕獲等の防止を図るために、網・わな免許を有する者の監督下で捕獲を行うことを求めている。 免許を有しない者がわな等の設置等に当たっては、現場において、実際にわなの設置場所、設置方法、わなの種類・構造について、設置の状況が適切かどうかを、狩猟免許を有する者が確認する必要がある。 これが適正に行われなかった場合、地域住民への人身事故や、鳥獣の錯誤捕獲等により鳥獣の保護に支障が生じる可能性があることから、免許を有しない者が単独でわな等を設置することは認められない。	提案者の趣旨は、「自分の農地及びその周辺で期間を定め、網・わなを設置する」というものであるが、自分の農地にわなを設置する場合は、地域住民への人身事故等の可能性は低いと思われるがどうか。 併せて右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答された。		C	1.農作物の被害実態については十分に承知しているが、地域住民等の人命の保護や危険の予防、鳥獣の保護も重要である。わなを設置するに当たっては、安全確保と錯誤捕獲防止のための措置について、種々の要件を提示しているが、「講習の実施は知識を教示する意味はあっても、その技術や知識が身に付いたかどうかの要件を確認できるものではない」。 また、わなの設置場所を農地内及び農地周辺に限定したとしても、中山間地域のみならず住民等の立ち入りが見舞いやすい田舎など容認される。特に危険性の高い状況下において、安全対策を講じて、子供がわなに引っかきまわらぬよう注意を促すこととして、影響が懸念される実情にある。 2.このように、人命に関わる重要な問題もあり、わなの取り扱いについて未熟な無免許者が、単独でわなを設置することは認められない。	1125010	高山村	有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業	有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業	現在の特定事業(1303事業)で狩猟免許を有しない者が従事する場合に狩猟免許所持者の同行を義務付けているが、免許所持者の的確な指示・指導のもと単独で(同行なく)網・わなを設置できるような範囲を拡大する。	有害鳥獣被害に頭を悩ませる農家から捕獲の希望を募り、免許所持者の的確な指示の下、免許を有しない者が自分の農地及びその周辺で期間を定め、網・わなを設置する。猟友会の協力を受けて講習会を実施し、安全対策をとる。自分が捕獲し捕獲できるような範囲を拡大する。					
130080	農業従事者の狩猟免許取得の特例及び有害鳥獣捕獲手続の簡素化	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第41条及び43条	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第1項及び第2項	C		鳥獣の捕獲に当たっては、銃やわな等を使用することから、適正な使用がなされなかった場合、一般住民等に対する人身事故等の危険を及ぼす可能性があると同時に、乱獲や錯誤捕獲により鳥獣の保護に影響を及ぼす可能性がある。そのため、狩猟免許試験として、鳥獣に関する知識として、鳥獣保護法や銃刀法、火薬類取締法の法的な分野及び生態、一般的な知識。 技能として、鳥獣の判別及び銃器や網・わなの猟具の構造や取扱い等の操作、保管方法、安全点検等の技能を、適性面では視力や聴力、運動能力の適性を、それぞれ有する者と認められる者に限って狩猟を認め、それぞれ有害鳥獣捕獲などの鳥獣の捕獲許可に当たっても、同様の観点から個別に審査を行う必要がある。 したがって、狩猟免許について、試験のレベルを低下させることや手続き等を緩和することは、猟具の使用に係る危険を予防するという鳥獣保護法の目的にも反することにも、安全の確保及び鳥獣の保護の観点からも、認めるところではない。 また、狩猟免許取得者は全国各地でも狩猟をすることが可能となっているが、各都道府県に居住する者の大部分は、当該都道府県内で狩猟をする者が多いことから、免許を取得しようとする者が当該都道府県の鳥獣保護や狩猟に係る施策をよく理解する必要がある。また、これを踏まえて、法律で知事が定めることとなっている鳥獣保護事業計画に基づいた当該都道府県の鳥獣保護や狩猟行政が円滑に実施されるために、狩猟免許試験は、都道府県単位によることが適当である。さらに、前述のとおり、狩猟免許は全国で使用可能なため、その取得のための試験内容が地域間で大きく異なることは望ましくなく、都道府県より小さい地域の行政を担当する市町村が独自に狩猟免許試験を行うことは適切ではない。なお、捕獲許可の事務については、こうした問題は生じないものと考えており、すでに市町村に委譲された例もある。	地域再生の観点から、権限委譲を促進することが必要とされており、これをふまえ、提案が実現できない限り再度検討し回答された。 また、提案者の有害鳥獣被害の状況に鑑み、「地域の限定、わな等の要件を設けることにより、地域を限定した新たな簡易免許のような制度を創設すべきではないのか」。 併せて右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答された。		C	1.要望に対する回答に当たっては、銃も含めて回答しており、当然のことながら銃以外についても同様の考えである。 2.長崎市内に限った捕獲を行う場合の要望については、研修や講習は知識や技術を教示するのみであり、実際の知識や技術が身に付いたかどうかの確認を担保することが出来ないなど、狩猟免許制度の根幹に関わることから認められない。 3.なお、現行の特区として「有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業」も制度化されており、対応が可能とされている。 4.新たな簡易免許のような制度創設については、特区とは別に今後の課題と認識している。	わなの簡易免許(研修のみで免許の交付を受ける)について、今後の課題と認識していることとし、別の制度の検討しているのであれば、その内容や検討期限等を示されたい。	1163010	長崎市	農業従事者の狩猟免許取得の特例と有害鳥獣捕獲手続の簡素化	農業従事者の狩猟免許取得の特例と有害鳥獣捕獲手続の簡素化	農業従事者が銃器以外のいわゆる銃、わな免許の取得については、2倍3千8百万円にも達している。また、被害区域も広域化しており、被害による生産量の減少は、農業従事者の就業意欲を著しく減退させるなど深刻化している。 そこで、農業従事者がそれぞれ別の作物の収穫時期等に合せた適期に有害鳥獣の捕獲を容易にすることで有害鳥獣からの被害を減少させる。					

環境省

Table with columns: 管理コード, 規制の特例事項名, 該当法令等, 制度の現状, 措置の分類, 措置の内容, 措置の概要(対応策), 各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請, 提案主体意見その他, 措置の分類の見直し, 措置の内容の見直し, 各府省庁からの再検討要請に対する回答, 各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請, 措置の分類の見直し, 措置の内容の見直し, 各府省庁からの再々検討要請に対する回答, 規制特例事項管理番号, 提案主体名, 特区計画・プロジェクトの名称, 規制の特例事項(事項名), 規制の特例事項の内容, 具体的事業の実施内容